

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師
学校養成施設カリキュラム等改善検討会
報告書（案）

平成28年●●月●●日

目 次

第1	はじめに	1
第2	総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について	1
1.	基本的考え方	1
2.	改正の内容	2
第3	臨床実習の在り方について	4
1.	基本的考え方	4
2.	改正の内容	4
第4	専任教員等について	5
1.	基本的考え方	5
2.	改正の内容	6
第5	その他について	6
1.	基本的考え方	6
2.	改正の内容	7
第6	適用時期について	7
第7	今後の課題	7
第8	おわりに	8
(参考) あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師学校養成施設 カリキュラム等改善検討会		
	・ 構成員名簿	9
	・ 検討会開催状況	10

第1 はじめに

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師（以下「あはき師」という。）学校養成施設（以下「学校養成施設」という。）については、「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則」（昭和26年文部省・厚生省令第2号、以下「認定規則」という。）において、入学又は入所の資格、修業年限、教育内容等が規定されている。

認定規則については、平成12年に教育科目から教育内容による規定への変更や単位制の導入など、カリキュラムの弾力化等の見直しを行って以降、大きな改正は行っていない。

その後、はり師、きゆう師の学校養成施設は大幅に増加しており、平成28年度（4月現在）において、全国93施設の定員数は約五千七百人であるが、平成10年度（4月現在：施設数14施設、定員数約九百人）と比べ、約6倍の増加となっている。

また、昨今の診療報酬等の不正請求に対して、あはき師についても開業権を有していることから、養成段階での教育の充実について指摘されている。

これらあはき師を取り巻く環境も変化していることから、学校養成施設における臨床実習の充実等を通じた、より質の高いあはき師の養成が求められている。

このため、本検討会では、国民の信頼と期待に応える質の高いあはき師を養成するため、カリキュラムの改善、臨床実習の在り方、専任教員の要件などの認定規則の改正を含めた見直しについて幅広く検討するため、これまで5回に渡り議論を重ね、今般、その結果を報告書としてとりまとめた。

第2 総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について

1. 基本的考え方

あはき師を取り巻く環境の変化に伴い、開業権を有するあはき師の養成に必要な教育内容や単位数、最低限の履修時間数について検討を行った。

(1) 総単位数の引上げについて

総単位数の検討に当たっては、現行の教育内容（単位数）は引き続き履修することとした上で、新たに必要な教育内容（単位数）を加えることとした。

(2) 最低履修時間数の設定について

単位の計算方法は、大学設置基準第21条第2項の規定の例によるとされており、最低履修時間数については、現在設定されていない。1単

位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成する事を基準としており、授業時間数は、例えば講義及び演習については15時間から30時間の範囲で、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して定めるとされている。

あはき師の現行の93単位について、1単位の授業時間数を最低時間数とした場合の授業時間数は1,710時間、最大時間数とした場合の授業時間数は3,240時間(以上)と大きな差があり、養成されるあはき師の資質にも差が生じる恐れがあることから新たに最低履修時間数を設定することとした。

なお、カリキュラムについては、平成12年に、あはき師では、「総履修時間数3,165時間以上」から「総単位数93単位以上」という単位制に改正されたが、現行の標準的な1単位の授業時間数により換算した場合2,595時間以上となることから、検討に当たっては、現行の単位数に標準的な1単位の授業時間数により換算した時間数を基準とした上で、これに新たに必要な教育内容に対応する時間数を加えることとした。

2. 改定の内容

(1) 総単位数の引上げについて

現行の単位数に、以下のカリキュラムを加え、総単位数を以下のとおりとする。

なお、教育内容及び単位数は別添1、教育の目標は別添2のとおりとする。

[現行及び改正後の単位数]

・ あん摩マッサージ指圧師	77単位以上→	85単位以上
・ はり師	79単位以上→	88単位以上
・ きゅう師	77単位以上→	86単位以上
・ あん摩マッサージ指圧師、はり師	86単位以上→	94単位以上
・ あん摩マッサージ指圧師、きゅう師	84単位以上→	92単位以上
・ はり師、きゅう師	86単位以上→	94単位以上
・ あはき師	93単位以上→	100単位以上

(2) 最低履修時間数の設定について

現行の単位数に標準的な1単位の授業時間数により換算した時間数を基準とした上で、以下のカリキュラムを加え、以下の最低履修時間数を設定する。

[最低履修時間数]

・あん摩マッサージ指圧師	2, 385時間以上
・はり師	2, 475時間以上
・きゅう師	2, 415時間以上
・あん摩マッサージ指圧師、はり師	2, 655時間以上
・あん摩マッサージ指圧師、きゅう師	2, 595時間以上
・はり師、きゅう師	2, 655時間以上
・あはき師	2, 835時間以上

また、各養成施設が特色のある教育を行うべきとの意見があったことから、総単位数、最低履修時間数ということだけでなく、各養成施設における独自のカリキュラムを追加することが望ましいとする努力規定を設けることとする。

[追加等カリキュラム]

- ① コミュニケーション (基礎分野)
あはき師は開業権を有する資格であり、患者等への対応に必要なコミュニケーション能力を養うことは最低限必要であることから、現行の単位数の中でこれを必修化する。
- ② 運動学 (専門基礎分野) 1単位 30時間
あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅう(以下「あはき」という。)の臨床における判断能力などの資質向上を図るため、運動学についてのカリキュラムの充実を図る。
- ③ 社会保障制度及び職業倫理 (専門基礎分野) 1単位 15時間
あはき師は開業権を有しており、免許取得後すぐに開業する者も一定数いることから、社会保障制度及び職業倫理に関するカリキュラムを追加する。
- ④ 東洋医学概論、経絡経穴 (専門分野) 2単位 60時間
臨床能力向上のため、東洋医学概論、経絡経穴についてのカリキュラムの充実を図る。
- ⑤ あはきの適応 (専門分野) 1単位 30時間
あはき師が業務を行うに当たり、対象となる疾患が業務範囲にあるかどうかを適切に判断し、あはきを適切に実施できる能力を身に付けるためのカリキュラムを追加する。
- ⑥ 臨床生理学 (専門分野) 1単位 30時間
臨床能力向上のため、臨床生理学をカリキュラムに追加する。
- ⑦ 生体観察 (専門分野) 1単位 30時間

臨床能力向上のため、生体観察をカリキュラムに追加する。

- ⑧ 臨床実習前施術実技試験等（専門分野） 1単位 30時間
臨床実習前における学生の技術等に関する評価を行うためのカリキュラムを追加する。
- ⑨ 臨床実習（専門分野） 3単位 135時間
あはき師の臨床における実践的能力を向上するため、臨床実習を1単位から4単位へ拡充する。
- ⑩ あはき史（専門分野）
あはきの歴史的変遷についてのカリキュラムを追加する。
なお、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下「あはき法」という。）第18条の2に基づく学校養成施設については、総合領域の中に限らず、他の教育内容においてあはき史を教授するなど弾力的に取り扱う事ができるものとする。

※ 上記追加等カリキュラムのなかには、既に既存カリキュラムで教育されているものが部分的に含まれていることから、これらを調整する必要がある。（重複するものとして2単位60時間を削減する。）

第3 臨床実習の在り方について

1. 基本的考え方

臨床実習については、主として、学校養成施設附属の臨床実習施設において行われているところであるが、臨床実習の拡充に伴い、臨床実習施設の拡大及びその要件等について検討を行った。

また、臨床実習において実習生が行うことのできる行為については、これまで必ずしも明確にされていなかったことから、その検討も行った。

2. 改正の内容

(1) 臨床実習施設について

臨床実習施設については、学校養成施設附属の臨床実習施設、あはきを行う施術所を基本として、医療機関、スポーツ施設及び介護老人保健施設などについては、1単位を超えない範囲において見学実習を可能とする。

(2) あはきを行う施術所の要件について

あはきを行う施術所の要件を以下のとおりとする。

- ① 臨床実習における到達目標が設定されており、これに沿って実習

が実施できること。

- ② 5年以上の開業経験があること。
- ③ 専任教員の資格を有するあはき師、又は5年以上実務に従事した後に厚生労働省の定める基準に合った「あはき師臨床実習指導者講習会」を修了したあはき師である臨床実習指導者が配置されていること。
- ④ 過去1年間の施術日の平均受診者数が5名以上であること。
- ⑤ 臨床実習の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること。
- ⑥ 過去も含め療養費申請資格停止等の行政処分を受けていないこと。
- ⑦ 臨床実習を行うに当たり、患者に対して臨床実習を行うことを文書により同意を得ること。

なお、学校養成施設附属の臨床実習施設以外のあはきを行う施術所等において臨床実習を行おうとする学校養成施設は、あらかじめ行政庁に対して届け出ることとする。(変更になった場合にも届け出ることとする。)

(3) あはき師臨床実習指導者講習会について

あはき師臨床実習指導者講習会について厚生労働省の定める基準は、別添3に定める内容とすることが望ましい。

(4) 臨床実習において実習生が行うことができる行為について

臨床実習において実習生が行うことができる行為については、予め患者に同意を得た上で、臨床実習指導者の指導・監視の下で、当該指導者が主体的に行う施術の介助は行うことができるものとする。

また、施術の介助を行う場合には、学生の技術等に関して、臨床実習前に、施術実技試験等による評価を行い、直接患者に対して施術を行うに足りる総合的知識及び基本的技能・態度を備えていることを確認する必要がある。

第4 専任教員等について

1. 基本的考え方

総単位数の引上げ等に伴い必要となる専任教員の人数、臨床実習の拡充等に伴う教員の見直しについて検討を行った。

また、教員の質の向上を図るため、専任教員の要件や、専任教員の定義を明確化すること、専門基礎分野及び専門分野の教員の要件について検討を行った。

2. 改正の内容

(1) 専任教員数等の見直し

総単位数の引上げ等に対応するため、専任教員数を5名以上から6名以上とする。また、学校養成施設附属以外の臨床実習施設で実習を行う場合には、専任教員のうち、専任の実習調整者を1名以上配置することとする。

(2) 専任教員の要件の見直し、定義の明確化等

専任教員の質を向上するため、厚生労働大臣の指定する教員養成機関（2年間）について、指定基準を臨床専攻課程（1年間）と教員養成課程（1年間）とし、卒業時に第三者による臨床能力試験を実施するよう見直す。併せて単位制に見直した上で、臨床実習の充実を図る。

また、専任教員の定義を以下のとおり明確化するとともに、カリキュラム等の見直し及び臨床実習の拡充に伴い、専任教員についても臨床能力の向上が求められることから、専任教員も臨床実習施設において臨床能力を高めるよう努める旨規定する。

[専任教員の定義]

- ・教員は、一つの養成施設に限り専任教員となるものとする。
- ・専任教員は、専ら養成施設における養成に従事するものとする。

さらに、リハビリテーション医学に限り、理学療法士、作業療法士が教授できるように追加し、大学院修士課程又は博士課程を修了した者の専門性を考慮し、その教授内容を明確にする。

第5 その他について

1. 基本的考え方

(1) 「著しい視覚障害」の程度

あはき法18条の2第1項に規定する著しい視覚障害の程度については、認定規則第4条において定められているが、学校教育法施行令第22条の3に規定する視覚障害者の障害の程度と基準が異なることから、基準の統一について検討を行った。

(2) 通信教育等の活用について

質の高いあはき師の養成に繋がる通信教育等の活用について検討を行った。

(3) 養成施設において備えるべき備品等の見直しについて

今回のカリキュラム等の見直しや現状の教育内容を踏まえ、養成施設

において備えるべき備品等について検討を行った。

2. 改正の内容

(1) 「著しい視覚障害」の程度

著しい視覚障害の程度について、学校教育法施行令第22条の3に規定する区分のうち視覚障害者の障害の程度と同様とする。

(2) 通信教育等の活用について

基礎分野14単位のうち、7単位を超えない範囲で、通信教育等の活用が可能となるよう、本人からの申請に基づいて個々の履修内容を評価し、養成施設における教育内容に相当するものと認められる場合には、該当する科目の単位として認定することができる旨の規定を追加する。

(3) 養成施設において備えるべき備品等の見直し

今回のカリキュラム等の見直しや現状の教育内容を踏まえ、以下のとおり見直すこととする。

- ・ 現在、養成施設に備えるべきものとして規定されている基礎医学実習室を削除し、実技実習室を実習室とする。
- ・ 実習室の面積は生徒1人につき2.1㎡以上とし、かつ視覚障害者の学生も問題なく実習が可能な最低限必要な面積を設ける。
- ・ 養成施設に備えるべき備品を別添4のとおりとする。

第6 適用の時期について

今回の報告は、あはき師を取り巻く環境の変化に伴い、早急に対応する必要性を踏まえつつ、学校養成施設における体制整備及び学生募集などを考慮し、平成30年4月の入学生から適用することが適当と考える。

また、専任教員数の5人以上から6人以上への見直しについては、教員確保の準備期間等を考慮し、新カリキュラムの適用から2年程度の経過措置を設けることが適当である。

第7 今後の課題

今回の改正については、質の高いあはき師を養成するため大幅な改正をするものであり、新カリキュラムの適用がされた以降、当該改正によるあはき師の質の向上について検証することが必要であると考えます。

また、冒頭でも述べたが平成12年の前回改正から約16年経過しており、その間にあはき師を取り巻く環境も大きく変化している。今後も高齢化の進展

等に伴いあはき師に求められる役割も変化していくことが考えられることから、上記の検証も踏まえ、定期的に改正の必要性についての検討を行うことが望まれる。

さらに、今回の改正において、臨床実習施設の拡大を図ることとしたところであるが、あはきを行う一般の施術所への拡大に伴い、臨床実習生が施術所での労働力となってしまうという懸念も指摘されたことから、適切な臨床実習が行われるよう都道府県等における指導をお願いしたい。

臨床実習前の学生の評価については、全国統一の基準による評価とすべきとの意見があったところであり、将来的には、評価の実施方法の統一が望まれる。また、養成施設の卒業の判定に当たっては、柔道整復師における公益財団法人柔道整復研修試験財団が実施する認定実技審査制度と同様に、あはき師においても全国統一基準で実施するべきとの意見があったところであり、将来的には卒業の判定に当たって、実技能力の審査制度の導入が望まれる。

最低履修時間数の設定に当たっては、あはき師は開業権を有していることから最低履修時間数を更に上げるべきとの意見もあったところであるが、夜間部においても実施可能な範囲での設定として検討を行った。今後の検討に当たっては、夜間部の在り方も含めた検討が必要と考える。

臨床実習については、臨床能力の向上のため更に単位数を増やすべきとの意見もあったところであり、学校養成施設の卒業後においても、関係団体等で実施されている卒後臨床実習などを活用し、更なる臨床能力向上に努めることが望ましい。

視覚障害者であるあはき師の養成を行う学校等については、あはき法第18条の2の規定により視覚障害者に対する受験資格の特例措置が設けられていることから、特別支援学校高等部学修指導要領等の改正があった場合には、必要に応じて、認定規則等を見直すなどの検討が望まれる。

第8 おわりに

本報告の内容は、あはき師の教育に関し大幅な見直しを求めるものであるが、いずれも早急に実施されることが必要である。行政は本報告の趣旨を踏まえ、その内容が実現されるよう早急に認定規則等の改正に着手される事を期待する。

(参 考)

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師学校養成施設カリキュラム等
改善検討会構成員名簿

釜 范 敏 公益社団法人日本医師会 常任理事

北 村 聖 東京大学大学院医学系研究科
 附属医学教育国際研究センター 教授

栗 原 勝美 東京都立文京盲学校 教諭

後 藤 修司 公益財団法人東洋療法研修試験財団 常務理事

坂 本 步 公益社団法人東洋療法学校協会 会長

○ 田 城 孝雄 放送大学 教授

筒 井 宏史 日本鍼灸理療専門学校 専任教員

仲 野 彌和 公益社団法人日本鍼灸師会 会長

藤 井 亮輔 筑波技術大学 教授

矢 野 忠 明治国際医療大学 特任教授

※○は座長

(五十音順、敬称略)

あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師学校養成施設カリキュラム等 改善検討会開催状況

- 第1回 平成28年 1月18日
・あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師学校養成施設の
現状と課題について
- 第2回 3月28日
・カリキュラム等の改善について
- 第3回 6月 9日
・カリキュラム等の改善について
- 第4回 7月 8日
・カリキュラム等の改善について
- 第5回 9月12日
・報告書（案）について

教育内容、単位数

教育内容		単位数							備 考
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
基礎分野	科学的思考の基盤	1 4	1 4	1 4	1 4	1 4	1 4	1 4	コミュニケーションを含む。
	人間と生活								
専門基礎 分野	人体の構造と機能	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	運動学を含む。
	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	
	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	3	3	3	3	3	3	3	社会保障制度及び職業倫理を含む。
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学、基礎はり学、基礎きゅう学	7	8	8	9	9	9	9	東洋医学概論、経絡経穴を含む。
	臨床あん摩マッサージ指圧学、臨床はり学、臨床きゅう学	1 1	1 1	1 1	1 3	1 3	1 3	1 5	あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの適応、臨床生理学並びに生体観察を含む。
	社会あん摩マッサージ指圧学、社会はり学、社会きゅう学	2	2	2	2	2	2	2	
	実習	1 0	1 2	1 0	1 5	1 3	1 5	1 9	臨床実習前施術実技試験等を含む。
	臨床実習	4	4	4	4	4	4	4	
	総合領域	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの歴史を含む。
合 計		8 5	8 8	8 6	9 4	9 2	9 4	1 0 0	

①あん摩マッサージ指圧師、②はり師、③きゅう師、④あん摩マッサージ指圧師はり師、⑤あん摩マッサージ指圧師きゅう師

⑥はり師きゅう師、⑦あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師

教育の目標

教育内容		教育の目標
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	科学的・理論的思考力を育て、人間性を高め、自由で主体的な判断力を培う内容とする。生命倫理、人権とその尊厳についても幅広く理解できるようにする。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。 患者への適切な対応に必要なコミュニケーション能力を養う。
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ち、その予防及び回復の促進 保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。 健康及び疾病について、その成り立ちと予防及び回復過程に関する知識を修得し、疾病についての理解力、観察力及び判断力を養う。 保健医療福祉制度の中におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の位置付けや職業倫理について学ぶ。 人々が生涯を通じて、健康や障害の状況に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う。
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学、基礎はり学、基礎きゅう学 臨床あん摩マッサージ指圧学、臨床はり学、臨床きゅう学 社会あん摩マッサージ指圧学、社会はり学、社会きゅう学 実習 臨床実習 総合領域	「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術の枠組みと理論を理解し、系統的な「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術を行うことのできる基礎的な能力を養う。 「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術に必要な知識と技術を修得し、問題解決能力、適・不適の判断能力を養う。 現代社会における現状と課題を踏まえ、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の果たすべき役割について学び、「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」に関しての社会的ニーズの多様化に対応できる能力を養う。 社会的ニーズの多様化に対応した観察力、分析力を養い、適切な施術ができる能力を修得する。 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての臨床における実践的能力及び保険の仕組みに関する実践的能力を習得し、患者への適切な対応を学ぶ。 また、施術者としての責任と自覚を養う。 あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうは、伝統医療として経験が重視される施術であり、あん摩マッサージ指圧学、はり・きゅう学、医学及び人間教育等の学習が総合されて充実したものとなるよう教授する。 各学校がそれぞれの特色を発揮した教育を展開することによって、生涯を通じて地域や広く社会の期待に応えることができる能力を養う。

あはき師臨床実習指導者講習会の開催指針（案）

第1 開催指針

1. 講習会実施担当者

次に掲げる者で構成される講習会実施担当者が、講習会の企画、運営、進行等を行うこと。

- (1) 講習会主催責任者 1名以上
 - ※ 講習会を主催する責任者
 - ※ (2)との兼務も可
- (2) 講習会企画責任者 1名以上
 - ※ 企画、運営、進行等を行う責任者
- (3) 講習会世話人 グループ討議の1グループ当たり1名以上
 - ※ 企画、運営、執行等に協力する者
 - ※ 講習会を修了した者又はこれと同等以上の能力を有する者

2. 講習会の開催期間

実質的な講習時間の合計は、16時間以上であること。

- ※ 連日での開催を原則とするが、分割して開催する場合には、開催日の間隔を可能な限り短くする等、研修内容の一貫性に配慮すること。

3. 講習会の形式

ワークショップ（参加者主体の体験型研修）形式で実施され、次に掲げる要件を満たすこと。

- ① 講習会の目標があらかじめ明示されていること。
- ② 一回当たりの参加者数が50名以内であること。
- ③ 参加者が6名から10名までのグループに分かれて行う討議及び発表を重視した内容であること。
- ④ グループ討議の成果及び発表の結果が記録され、その記録が盛り込まれた講習会報告書が作成されること。
- ⑤ 参加者の緊張を解く工夫が実施され、参加者間のコミュニケーションの確保について配慮されていること。
- ⑥ 参加者が能動的・主体的に参加するプログラムであること。

4. 講習会におけるテーマ

講習会のテーマは、次の①～④に掲げる項目を含むこと。また、必要に応じて⑤、⑥に掲げる項目を加えること。

- ① あはき師養成施設における臨床実習制度の理念と概要
- ② 臨床実習の到達目標と修了基準
- ③ 施術所における臨床実習プログラムの立案
- ④ 臨床実習指導者の在り方
- ⑤ 臨床実習指導者およびプログラムの評価
- ⑥ その他臨床実習に必要な事項

5. 講習会の修了

講習会の修了者に対して、修了証書が交付されること。

第2 講習会の修了証書

1. 講習会の主催者が交付する修了証書については、任意の様式とする。
2. ただし、厚生労働省による修了証書を交付しようとする主催者は、事前に講習会の内容等を厚生労働省へ提出し、指針にのっとりたものであると確認した場合には、厚生労働省による修了証書を交付する。

第3 講習会の実施報告

- 講習会終了後、少なくとも次に掲げる事項を記載した講習会報告書を作成し、参加者に配布するとともに、厚生労働省まで提出すること。
- ① 講習会の名称
 - ② 主催者、共催者、後援者等の名称
 - ③ 開催日及び開催地
 - ④ 講習会主催責任者の氏名
 - ⑤ 講習会参加者及び講習会修了者の氏名及び人数
 - ⑥ 講習会の目標
 - ⑦ 講習会の進行表（時刻、テーマ、実施方法、担当者等を記載した講習会の時間割）
 - ⑧ 講習会の概要（グループ討議の成果及び発表の結果を盛り込むこと。）

養成施設に備えるべき備品

器械器具	一 専門基礎科目用 イ 解剖学・生理学実習用機器(肺活量計、心電計、筋電計を含む。) ロ 臨床医学実習用機器(血圧計、聴診器、神経学的検査用具、角度計、握力計、背筋力計を含む。) ハ 顕微鏡 二 専門科目用 イ 消毒・保管機器(煮沸消毒器、(以下はり師に係る認定施設に限る。)高圧滅菌器、紫外線消毒器) ロ 皮膚温計、皮膚電気抵抗計、低周波治療器、赤外線治療器及びホットパック
標本及び模型	一 組織標本 二 経穴人形 三 デルマトーム人形 四 人体解剖模型、人体骨格模型(等身大)、関節種類模型(八種以上)、筋模型、脊髄横断模型、脳及び神経系模型(中枢神経及び末梢神経を含むもの)、血管循環器系模型、上・下肢解剖模型、人体内臓模型、呼吸器模型、心臓解剖模型、腎臓及び泌尿器模型及び触覚器模型(外皮)
図書	一 教育上必要な専門図書(電子書籍を含む千冊以上。ただし、点字図書は、一タイトルを一冊とする。) 二 学術雑誌(電子書籍を含む二十種類以上)
その他の備品	ベッド及びその附属品(生徒三人につき一組以上)

備考

- 一 器械器具並びに模型及び標本については、実習等に必要な数を有すること。
- 二 主として視覚障害者を対象とする養成施設においては、図書に点字図書を含めることが望ましい。